

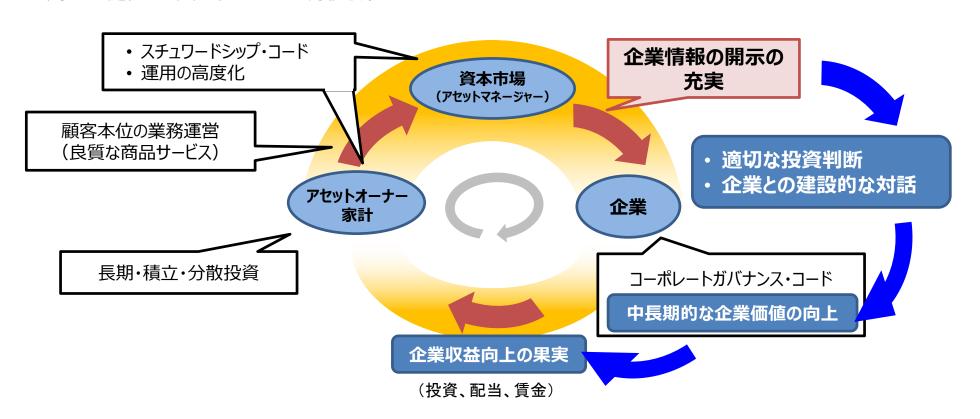
# 記述情報の開示の全体像



# 最適な資金フローの実現と企業情報の開示・提供のあり方

- **資本市場の機能を強化**し、国全体の**最適な資金フローを実現**するため、スチュワードシップ・コードや コーポレートガバナンス・コードの導入等の各般の取組み。
- 上場企業や投資家を取り巻く経済環境が大きく変化する中、**資本市場の機能の発揮**を通じ、企業価値の 向上と収益向上の果実を家計にもたらしていくという**好循環の実現**には、
  - ✓ 投資家の適切な投資判断
  - ✓ 投資家と企業との建設的な対話

を促していくような企業情報の開示・提供が実現されることが重要。こうした観点から、企業情報の 開示・提供のあり方について再検討。



# 企業開示制度に係る改正の全体像

# 記述情報(有価証券報告書)の見直し

(2019年1月 開示府令改正)

企業情報の開示充実

- 記述情報の充実(※) (経営戦略、経営者による経営成績等の 分析(MD&A)、リスク情報等)
- 監査関係の情報の拡充 (監査役会等の活動状況、 監査人の継続監査期間等)

2021年3月期~

ガバナンス情報の拡充 (役員報酬、政策保有株式等) 2020年3月期~

KAM 全面適用開始

2019年3月期~

KAM 早期適用開始

「記述情報の開示に関する原則」、「記述情報の開示の好事例集」の公表

# 監査報告書の見直し(KAMの導入)

監査報告書に「監査上の主要な検討事項 (Key Audit Matters: KAM)」を 記載することなど

# 「記述情報の開示に関する原則」の概要

2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、記述情報についてのプリンシプルベースのガイダンスを策定(2019年3月公表)。

### 目的

○ 記述情報の中でも、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方等を整理することにより、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促し、開示の充実を図る。

#### 構成

I. 総論:記述情報の開示全般に共通する考え方及び

望ましい開示に向けた取組みを提示

Ⅱ. 各論:記述情報の中でも、投資家による適切な投

資判断を可能とし、また、建設的な対話に つながる項目である、「経営方針・経営戦 略等」や「事業等のリスク」などについて、

開示の考え方及び望ましい開示に向けた取

組みを提示

#### I. 総論

#### Ⅱ、各論

- 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
  - 1-1. 経営方針 経営戦略等
  - 1-2. 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
  - 1-3. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等
- 2. 事業等のリスク
- 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (MD&A)
  - 3-1. MD&Aに共通する事項
  - 3-2. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
  - 3-3. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

#### 位置付け

- 本原則は、新たな開示事項を加えるものではないが、企業において、本原則に沿った望ましい開示に向け た取組みが進められることを期待。

# 「記述情報の開示に関する原則」 総論のポイント

#### 経営目線の議論の適切な反映

- 取締役会や経営会議における経営方針・業績評価・経営リスクに関する議論のディスクロージャーへの 適切な反映
- 経営トップによるディスクロージャーに関する基本方針の提示
- (注) 複数の部署が関与する企業では、各部署において取締役会や経営会議の議論に基づく一貫した開示資料の作成を可能とするため、担当役員が各部署を統括するなどして、関係部署が適切に連携し得る体制を構築することが望ましい。

#### 重要性(マテリアリティ)

○ 情報の重要性(マテリアリティ)の判断における業績に与える影響度及びその発生の蓋然性の考慮、 並びに、重要性のディスクロージャーへの適切な反映

#### 資本コスト等に関する議論の反映

○ 取締役会や経営会議における、成長投資・手許資金・株主還元のあり方や資本コストに関する議論、 並びに、それらを踏まえた今後の経営の方向性のディスクロージャーへの適切な反映

#### セグメント情報

○ 経営上、事業ポートフォリオのあり方についての検討が求められている中、経営の目線を十分に踏ま えた深度あるセグメント情報の開示

#### 分かりやすさ

- より分かりやすい開示の実現に向けた、図表、グラフ、写真等の積極的な活用
- (注) 決算説明資料や年次報告書などを作成している場合には、それらにおける図表、グラフ、写真等を法定開示書類に取り 入れることも考えられる。その際には、重要な情報が十分に開示されるよう留意が必要。

# 「記述情報の開示の好事例集」の概要

2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、記述情報の開示の好事例を検討・公表(2019年3月公表)。

- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類(いわゆる統合報告書など)における 開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。
  - ⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 2019年度は、好事例集に「役員の報酬等」の項目を追加(2019年11月)するとともに、既存の項目を更新(2019年12月)。
- 2020年度は、新たに「新型コロナウイルス感染症」と「ESG」に関する項目を追加し、「記述情報の開示の好事例集2020」として公表(2020年11月)。既存の項目も随時更新(2021年3月最終更新)。



# 「財務情報」と「記述情報(非財務情報)」

- 財務情報及び記述情報の開示は、投資家による適切な投資判断を可能とするとともに、投資家と企業との建設的な対話を促進することで、企業の経営の質を高め、企業が持続的に企業価値を向上させる観点から重要
  - ・記述情報は、法定開示書類において提供される情報のうち、財務情報以外の情報
    - ① 投資家が経営者の視点から企業を理解するための情報を提供
    - ② 財務情報全体を分析するための文脈を提供
    - ③ 企業収益やキャッシュ・フローの性質や、それらを生み出す基盤についての情報を通じ、将来の業績の確度を判断する上で重要な情報を提供
  - ・財務情報は、金融商品取引法第193条の2「財務計算に関する書類」において提供される情報 (2018年6月 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 2頁参照)

投資判断に必要な情報

記述情報は、財務情報をより適切に理解するため の企業の中長期的なビジョン・見通し・業績に関 する評価などを説明

#### 記述情報

補完

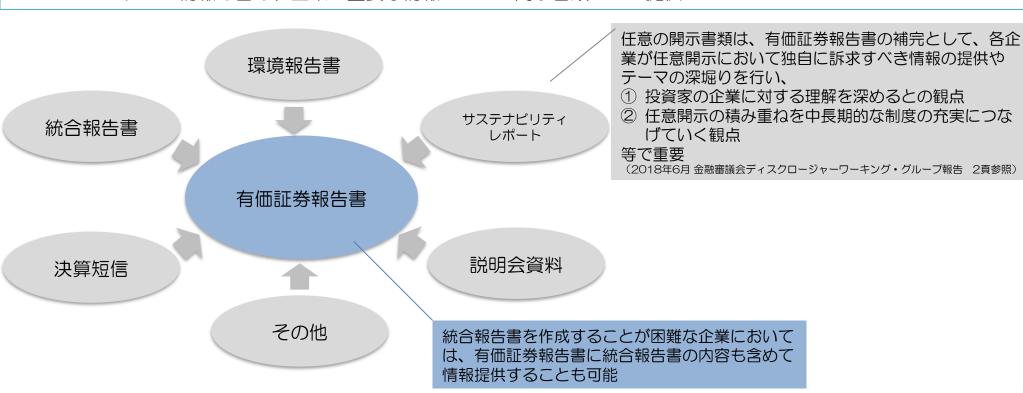
財務情報

#### 記述情報では主に以下の情報を提供

- 経営戦略・ビジネスモデル企業がその事業目的をどのように実現していくか、どのように中長期的に価値を創造するかを説明
- MD&A (Management & Discussion and Analysis) 経営戦略・ビジネスモデルにしたがって事業を営んだ結果、当期において、どのようなパフォーマンスとなったかを振り返り、経営者の視点から、その要因等を分析
- ・リスク情報翌期以降の事業運営に影響を及ぼしうるリスク・不確実性のうち、経営者の視点から重要と考えるものを説明

# 「有価証券報告書」と「任意の開示書類」

- 投資家は、有価証券報告書について、以下の理由により企業情報提供の根幹となる開示書類であると認識
  - ① 信頼性の担保
    - 法定開示書類として、経営者が関与して作成(記載内容の責任の明確化)
    - 財務諸表は公認会計士監査の対象
  - ② 情報の比較可能性(期間比較、企業間比較)の担保
    - 財務情報については、一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して作成された財務情報(注記情報を含む)の提供
    - 記述情報(非財務情報)については、法令(開示府令)に基づいた情報の提供
  - ③ 情報の総覧性
    - ガバナンス情報も含め、企業の重要な情報が一つの開示書類として提供





・企業情報の開示に関する情報(記述情報の充実)

URL: <a href="https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html">https://www.fsa.go.jp/policy/kaiji/kaiji.html</a>

QRコード:



- 「企業情報の開示に関する情報(記述情報の充実)」には、主に以下の内容を掲示
  - 記述情報の開示の好事例集
  - 記述情報の開示に関する原則
  - 企業内容等の開示に関する内閣府令および企業内容等開示ガイドライン等。
  - 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」(報告書等)

